

～ 国際研修 ～

第2回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究

国際協力部教官

三浦康子

第1 はじめに

2012年11月12日(月)から同月23日(金)まで、第2回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究を実施した。同共同研究は、法務総合研究所の企画によるものであり、昨年に続き2度目となる。¹

研究員は、次の10名である。²

イムロン・アンワリ氏 (Mr.)

最高裁判所准長官

イ・グデ・スミトラ氏 (Mr.)

ジャカルタ高等裁判所副所長

アフマド・イスワンディ氏 (Mr.)

スラバヤ高等裁判所副所長

ビンサル・シレガル氏 (Mr.)

タンジュン・カラン地方裁判所長

イステニンシツ・ラハユ氏 (Ms.)

デンパサール地方裁判所長

ベッティーナ・ヤーヤ氏 (Ms.)

司法研修所付判事・教官

アブドゥラ氏 (Mr.)

司法研修所付判事・教官

アブドゥル・マナン氏 (Mr.)

司法研修所指導、管理職研修所プログラム評価
部長

ユシ・ウルヤニガティ氏 (Ms.)

司法研修所事務局財務部長

ヌル・チャーヨノ氏 (Mr.)

司法研修所広報協力部長

第2 本研修実施の背景

インドネシアは、1998年のスハルト体制崩壊後、司法制度の改革を重要な国家的課題と位置付けてきており、インドネシア最高裁判所は、2006年、裁判所の人事行政部門につき、法務人権省からの移管を受け、更に裁判官の研修等を行う司法研修所を設置するなど、裁判官養成制度の充実へ向けた体制を整えてきた。

もっとも、インドネシア最高裁判所は、研修の具体的なノウハウを十分に有しているわけではなく、裁判官候補生研修のカリキュラム、教材の開発などの面で、先進国を始めとする他国の制度や工夫などに重大な関心を向けている。

当部では、独立行政法人国際協力機構(JICA)の実施する「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト」において、財団法人国際民商事法センターと協力し、2007年3月から2009年3月までの2年間、インドネシア最高裁判所を支援対象機関として、和解及び調停に関する最高裁規則の改正や調停人養成研修制度の改善といった成果を残した。同

¹ 昨年の研究の内容及びインドネシア法に関する資料については、松川充康「インドネシア裁判官人材育成強化共同研究～インドネシア法に関する知見の整理と法整備支援における工夫例の紹介も兼ねて」ICDニュース50号を参照されたい。

² 研修員のうち5名は、インドネシア最高裁の負担で来日した。

³ 「司法研究開発研修所」と訳す場合もあるが、本稿では「司法研修所」に統一することとした。

プロジェクト終了後も、インドネシア最高裁判所から、裁判官候補生及び任官後研修制度の改善を推進するに当たり、日本の法曹養成及び任官後研修を学びたいとの要請を受け、昨年度、第1回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究を実施した。インドネシア最高裁判所から、引き続き同様のカリキュラムを実施してほしいとの要望があったことから、本年度、第2回の共同研究を実施することとしたものである。

第3 本研究会の概要

本研究会は、前半に人材育成を中心に講義や訪問、意見交換を行い、後半については、当職が2012年8月にインドネシア最高裁を訪問した際に聴き取ったインドネシア最高裁側の要望を受け、日本の民事非訟制度や簡易裁判所について紹介することとした。その前提として日本の民事訴訟制度の説明も行った。また、インドネシアの実情を知ること、よりの確かな情報提供を行うことができるとの考えから、インドネシア研究員による発表の場を2度設けた。日程表を添付する。

以下、主なカリキュラムの内容を紹介する。

第4 人材育成に関するカリキュラムの概要

1 インドネシア研究員による発表「インドネシアの課題と本研究に期待するもの」

実質的な研修初日である11月14日（水）の午前には、「インドネシアの課題と本研究に期待するもの」というテーマで、インドネシア研究員に発表してもらった。

まず、ビンサル・シレガル氏（タンジュン・カラ地方裁判所長）から、インドネシアの裁判官の職務環境の課題について発表がなされた。司法研修所の機能強化や、公費で大学院に進学するためのシス

テム作り⁴といった人材育成の課題の紹介があったほか、裁判官が汚職の誘惑に陥らないためには給与や裁判所インフラの改善が必要であるとの見解が示された。その際、団長であるイムロン・アンワリ最高裁判所准長官から、下級裁判所の裁判官の手当てを増額する法令が制定され、施行を待っている状態であるとの情報提供がなされた。

次に、アブドゥラ氏（司法研修所付判事・教官）から、司法研修所の役割と課題について紹介があった。インドネシアでは、商事事件（知的財産権事件及び倒産事件を主な内容とする）、環境事件、労働紛争事件及び汚職事件といった特別な事件を担当する裁判官の資格認定制度があるところ、そのための研修について、カリキュラムや教材がそろっていないとのことである。⁵

2 講義「日本における法曹養成と教材について」

同日の午後には、大阪大学大学院高等司法研究科の下村眞美教授から、「日本における法曹養成と教材について」というテーマで講義をいただいた。

下村教授には、前回の研究会においても、大学の法学部、ロースクール、司法修習及び任官後の各段階での研修や教材について分かりやすく整理をしていただいていたが、今回は、日本の法曹養成制度についても御説明いただいた。日本の司法制度を理解するためには、法曹三者が共通の基盤を有していることについて認識することが必要不可欠であり、本研究会の早い段階において説明が必要と考えたもの

⁴ 最高裁判事の資格要件として、博士号が必要であるなど、学位が重視される傾向があるため、大学院に通う裁判官は少なくないようである。

⁵ インドネシアの法曹養成制度及び司法研修所における裁判官研修については、当部が角田多真紀弁護士（元JICA和解・調停制度強化支援プロジェクト長期専門家）に委託した調査結果「インドネシア法曹養成制度及び司法改革計画に関する調査研究」及び「インドネシア最高裁判所司法研修所における裁判官候補生・裁判官養成過程に関する検討、および今後の改善充実の方向性について」を参照されたい。

http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_indonesia.html

である。

研究員からは、裁判官の任官後の研修に対する質問が多く出され、元裁判官である下村教授に御回答いただいた。当職からも、裁判官の外部経験制度について説明した。

3 大阪大学高等司法研究科訪問

同月15日の午前中には、大阪大学高等司法研究科(法科大学院)を訪問した。

谷口勢津夫研究科長の御挨拶の後、三阪佳弘副研究科長から同研究科の概要について説明をいただいた。研究員らは、理論と実務の架け橋という法科大学院の役割に大いに興味を持ち、カリキュラムの内容や生徒の進路などについて、打ち切るのが困難なほど質問が続いた。

同研究科の御好意でお招きいただいた昼食会の場でも、谷口研究科長、三阪副研究科長及び下村教授には、研究員からの数多くの質問にお答えいただいた。

下村教授の御案内で、授業や設備の見学もすることができた。研究員らは、特に図書の実質ぶりに驚いているようであった。

4 大阪弁護士会訪問

同日の午後には、大阪弁護士会を訪問した。同弁護士会では、畠田健治副会長、法曹養成・法科大学院協力センター、研修センター運営委員会及び司法修習委員会の方々に御参加いただき、弁護士会と法科大学院との協力関係や、弁護士の研修制度等について説明をいただいた。

研究員からも、インドネシアの司法改革の状況や、その一貫として、弁護士会が裁判所の管轄下から独立して自治権を有するようになったことが紹介された。

弁護士会の方からは、研修員が関心を示した日本の民事訴訟における上訴制限の導入や、韓国では法科大学院ごとに専門性を持っていること、さらには中国の小額訴訟についての説明などもなされ、想定

以上に多彩な事柄について、活発な意見交換がなされた。

4 小括

後述する京都地方裁判所の訪問の際にも、部総括裁判官及び司法修習指導担当裁判官から、法曹三者が同一の過程を経ている日本の法曹養成制度の特徴について説明いただいた。研究員には、弁護士を含めて統一的な育成がなされていることはやはり興味深かったようであり、インドネシアにもこのような制度を導入することができれば弁護士とも相互理解が生まれるのだが、といった感想を漏らす研究員もいた。

他方、日本の裁判所では、いわゆるOJT(On the job training)を中心に人材を育成していることも、下村教授の講義や京都地方裁判所の部総括判事から御説明をいただいたが、この点については、インドネシアにおいても重視しているとして、大きな反応は見られなかった。インドネシアでは、地方裁判所から高等裁判所、さらには最高裁判所へと昇進していき、日本のように高等裁判所を経験した裁判官が地方裁判所で後進の指導に当たることはないようであり、必然的にOJTにも限界があるものと思われる。この点は、司法研修所の研修のカリキュラム作りにも影響するように思われるため、今後、十分な意見交換の機会を持つことができればと考えている。

第5 民事訴訟事件及び非訟事件についてのカリキュラムの概要

1 日本の倒産手続についての概要説明

当職から、日本の倒産手続について、破産制度を中心に概要を説明した。インドネシアでは、法律上は個人破産も可能であるものの、実際には申立てがなされることはないとのことで、日本の同時廃止や免責について関心が高かった。また、インドネシアでは破産手続については全て同一の手続を経る必要があることから、日本の手続簡略化のバリエーショ

ンについて質問があった。

本研究には、折よく大阪地方裁判所民事第6部(倒産部)に所属する古庄順裁判官⁶が参加されていたことから、同裁判官から詳しく回答していただいた。

2 講義「日本の執行制度及び担保権実行制度について」

同志社大学法科大学院の園田賢治准教授に、日本の強制執行及び担保権実行制度について御講義いただいた。

インドネシアにおいては、執行制度が機能しているとは言い難い状況にある。その原因は、明文の規定が限られているため、実務上の運用に委ねられるところが多いところ、その運用に透明性がないことが挙げられる。⁷

そのため、園田准教授には、不動産競売の手続について、条文があることを示しながら御説明いただくようお願いした。同准教授は、詳細なレジュメを用いて丁寧に説明して下さった。

加えて、当職から、日本では3年目から5年目程度の若手の裁判官が執行事件を担当することが多いことを説明した。研究員からは、インドネシアではベテランの裁判官が技術を駆使して執行事件を処理しているとして、若手の裁判官が担当することには驚きの声が上がったが、法律が整備されている上に、内部のマニュアルや書籍が充実しており、経験のある裁判官に相談することもできるとの当職からの説明に納得している様子であった。

3 京都地方裁判所訪問

京都地方裁判所を訪問した。同裁判所では、民事訴訟事件の傍聴、部総括裁判官及び司法修習指導担当裁判官からの御説明のほか、民事非訟事件を担当

する第5民事部を見学することができた。

第5民事部では、まず破産の申立人審尋を傍聴した。申立人は個人であったところ、前述のとおり、インドネシアでは個人破産はないということもあり、研究員らは興味深そうに傍聴していた。担当裁判官からは、期日終了後に事件や手続の概要について御説明いただいた。

その後、書記官室において、執行手続の処理の流れについて御説明いただいた。実際に仕事をする様子を見学しながら説明を聞くことができたことは、研究員らに好評であった。また、書記官が中心となって執行手続を処理していることに驚いた様子であった。

4 インドネシア研究員による発表「インドネシアの民事訴訟制度について」

イスティニンシツ・ラハユ氏(デンパサール地方裁判所長)及びアブドゥラ氏(司法研修所付判事・教官)から、インドネシアの民事訴訟制度について発表があった。

インドネシアについては、JICAのプロジェクトとしては、前述の「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト」が2年間実施されたのみであることなどから、民事訴訟制度の実情について、当部において十分把握しているとはいえない。そのため、是非本研究の機会に情報を得て、今後の活動に役立てたいと考えたものである。

詳細については別の機会に譲るが、特徴的と思われるのは、公開性が徹底されていること、当事者の機会の公平を図ることに重きが置かれていることである。この点が、民事事件について簡易手続が導入される場合に、どのように変容するのかしないのか、興味をひかれるところである。

この発表に際しては、コメンテーターとして吉野孝義大阪地方裁判所前所長に御参加いただいた。吉野前所長から、研究員に対し、複数存在する民事訴訟法典の特徴や和解が成立する割合について質問さ

⁶ ベトナムにJICAの長期専門家として派遣予定であることから、事前研修として本研究に参加していた。

⁷ インドネシアの執行制度の実情については、当部がインドネシア在住の福井信雄弁護士に委託した調査結果「インドネシアにおける強制執行、民事保全及び担保権実行の法制度と運用の実情に関する調査研究」を参照されたい。
http://www.moj.go.jp/housouken/housouken05_00046.html

れたところ、前者については、内容に大きな違いはないこと、後者については、5パーセントに届かない状況であるが、メディアーターの研修が行われるようになってまだ時間がたっておらず、今後増加が期待できるとの説明がなされた。

第6 簡易裁判所に関するカリキュラムの概要

1 背景

2012年8月に行ったインドネシア現地調査に際し、インドネシア最高裁判所から、簡易裁判所を導入することが検討されているため、日本の簡易裁判所について知見を得たいとの要請があったことから、簡易裁判所の訪問と講義を本研究のカリキュラムに組み入れることとした。

2 大阪簡易裁判所訪問

大阪簡易裁判所を訪問した。同裁判所では、民事訴訟事件の傍聴、小額訴訟で使用されるラウンドテーブル法廷や、調停室、事件を受け付ける民事訟廷の見学などを行った。また、当事者本人でも訴状などが作成できるように工夫された定型書式についても説明を受けた。

前述のとおり、インドネシアの民事訴訟では公開性が徹底されていることを反映してか、研究員らは短い時間に複数の事件が淡々と処理されていく簡易裁判所の弁論手続に違和感を抱いたようであった。⁸

定型書式については、インドネシアでも用意したいという意見が多数出された。

3 講義「日本の簡易裁判所について」

学習院大学法科大学院の稲田龍樹教授に、日本の簡易裁判所について、民事簡易手続を中心に御講義いただいた。中京大学法科大学院の稲葉一人教授にも、コメントをいただいた。

あらかじめ、簡易裁判所で配布している手続説明

⁸ 推測の域を出ないが、執行制度が十分機能していないインドネシアにおいては、日本の簡易裁判所の民事訴訟事件では多数を占めている争いのない事件が少ない可能性がある。

のリーフレットや、支払督促申立書や小額訴訟の訴状の書式を翻訳しており、稲田教授には、それらを用いて、簡易裁判所の役割や、支払督促及び小額訴訟の手続について、丁寧に御説明いただいた。稲田教授と稲葉教授による御説明はもちろんのこと、書式類の配布についても、研究員には好評だったようである。

4 小括

上記の講義では時間が足りず、最終日の総括質疑の半分ほどを民事簡易手続についての質疑応答に充てた。インドネシアでは、刑事事件については、軽微な事件について裁判官1名のみが審理する簡易な手続が導入されているが、民事事件については全てを合議体で審理しており、簡易な手続は存在しないということである。日本の支払督促及び小額訴訟制度が研究員らに与えたインパクトは相当大きかったようである。

総括質疑の最後には、研究員からそれぞれ本研究で印象に残った点を述べてもらったが、簡易裁判所についての紹介が印象に残ったとの感想が相次ぎ、インドネシアでも民事簡易手続の導入に向けて具体的に検討したいというコメントもあった。本研究で提供した日本の知見が少しでも生かされることを願っている。

第7 終わりに

本研究は、約2週間と長期間であり、内容も多岐にわたっており、研究員の負担は少なからぬものであったと考えられる。それにもかかわらず、研究員らは終始積極的に本研究に臨んでおり、質問が途切れることのない状態であった。できるだけ知識を吸収して帰国したいという強い意気込みがあったものであろう。総括質疑において、幅広い質問に真摯にお答えいただいた稲田教授、吉野前所長、下村教授、大島崇志弁護士（元学習院大学法科大学院教授・元裁判官）及び角田多真紀弁護士（元JICA 和解・調

停制度強化支援プロジェクト長期専門家)には、頭の下がる思いである。また、研究員の側からも、インドネシアに関する情報が惜しみなく提供され、共同研究という名にふさわしいものになったものと自負している。

このように、本研究が成功裏に終わったのは、講師の皆様、各訪問先の皆様、翻訳及び通訳で活躍いただいた呼子紀子氏、後援をいただいた財団法人アジア刑政財団及び財団法人国際民商事法センターなど、数多くの関係者の皆様の御支援、御協力の賜物である。深く感謝申し上げたい。

第2回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究日程表

[主任教官:松本教官, 三浦教官, 担当専門官:山口専門官, 堀専門官]

月日	曜日	9:30 11:45	13:45 17:00	備考
11 / 月 12			ジャカルタ発(20:10 GA414) デンバサル着	
11 / 火 13		デンバサル発(0:40 GA882) 8:30関西空港着	オリエンテーション	国際協力部 (国際会議室)
11 / 水 14		インドネシア研究員によるプレゼンテーション (インドネシアの課題と本研究に期待するもの) インドネシア側研究員, 角田多真紀弁護士	日本における法曹養成と教材について 大阪大学大学院教授 下村 眞美	国際協力部 (国際会議室)
11 / 木 15		大阪大学法科大学院訪問(施設見学, 授業見学) 大阪大学法科大学院	大阪弁護士会訪問, 意見交換(法曹養成, 裁判官の外部経験, 裁判官に求めるもの) 大阪弁護士会	
11 / 金 16		日本の刑事訴訟と検察官の役割 国際協力部教官 國井 弘樹	11:00 検事長表敬 11:30 検事正表敬 民事訴訟第一審について-司法研修所ビデオ教材の紹介を兼ねて 国際協力部教官 三浦 康子	国際協力部 (国際会議室)
11 / 土 17				
11 / 日 18				
11 / 月 19		日本の倒産手続についての概要説明 国際協力部教官 三浦 康子	京都地裁訪問 (所長表敬, 裁判官室見学, 非訟部見学, 部総括判事と裁判官養成について意見交換) 国際協力部 (国際会議室)	京都地方裁判所
11 / 火 20		大阪簡易裁判所訪問 大阪簡易裁判所	日本の執行制度及び担保権実行制度について 同志社大学法科大学院准教授 園田 賢治	国際協力部 (国際会議室)
11 / 水 21		インドネシア研究員によるプレゼンテーション (インドネシアの民事訴訟制度について) インドネシア側研究員 前大阪地方裁判所長・野孝義	日本の簡易裁判所について 学習院大学法科大学院教授 稲田 龍樹 中京大学法科大学院教授 稲葉 一人	部長主催意見交換会 国際協力部 (国際会議室)
11 / 木 22		総括質疑, 今後の交流のあり方に関する協議 大島崇志弁護士, 稲田教授, 野先生, 下村教授	総括質疑, 今後の交流のあり方に関する協議 大島弁護士, 稲田教授, 野先生, 角田弁護士	国際協力部 (国際会議室)
11 / 祝 23		関西空港発(11:00 GA883)	デンバサル発(21:10 GA417) 22:00 ジャカルタ着	